

令和4年7月1日判決言渡し 同日原本交付

令和4年（行コ）第15号 不当利得返還請求控訴事件（原審・大阪地方裁判所令和2年（行ウ）第77号（第1事件）、同年（行ウ）第78号（第2事件））

主 文

- 5 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 10 2 被控訴人は、控訴人に対し、1411万4611円並びにうち1342万0943円に対する令和2年2月14日から支払済みまで年5分の割合による金員及びうち69万3668円に対する同月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 15 1 被控訴人は、平成▲年▲月▲日に行われた大阪市会の議員の選挙（以下「本件選挙」という。）に当選（再選）したが、令和元年9月6日、大阪地方裁判所において、公職選挙法違反（公職の候補者による買収）の罪により有罪判決（以下「本件有罪判決」という。）を受けた。本件選挙における被控訴人の当選は、本件有罪判決が令和2年2月13日に確定したことに伴い、公職選挙法
- 20 251条により無効とされた。

 本件の第1事件は、控訴人が、被控訴人は本件選挙における当選の無効により遡って大阪市会議員の職を失ったから、被控訴人に支給した議員報酬及び期末手当の合計1191万1200円（以下「本件報酬等」という。）は被控訴人の不当利得に当たるなどと主張して、被控訴人に対し、不当利得に基づき、

25 上記の額から源泉徴収された所得税額190万0589円を控除した残額（利得金）1001万0611円及びうち931万6943円（令和2年2月分の

議員報酬の所得税控除後の額を除いたもの) に対する本件有罪判決の確定の日の翌日である同月 14 日から、うち 69 万 3668 円 (同月分の議員報酬の所得税控除後の額) に対するその支給日である同月 17 日から、各支払済みまで民法 (平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの。以下同じ。) 所定の年 5 分の割合による法定利息の支払を求める事案である。

本件の第 2 事件は、控訴人が、被控訴人は本件選挙における当選の無効により遡って大阪市会議員の職を失ったから、被控訴人の所属していた会派である A 大阪市会議員団 (法人ではなく、構成員は被控訴人のみである。以下「本件会派」という。) に交付した政務活動費の合計 410 万 4000 円 (以下「本件政務活動費」という。) は被控訴人の不当利得に当たるなどと主張して、被控訴人に対し、不当利得に基づき、利得金 410 万 4000 円及びこれに対する本件有罪判決の確定の日の翌日である令和 2 年 2 月 14 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による法定利息の支払を求める事案である。

原審は、控訴人の第 1 事件に係る請求については、不当利得に基づき利得金 75 万 6139 円及びこれに対する令和 2 年 2 月 17 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による法定利息の支払を求める限度で認容し、控訴人の第 2 事件に係る請求については、不当利得に基づき利得金 84 万 9796 円及びこれに対する同月 14 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による法定利息の支払を求める限度で認容した。

控訴人は、控訴人の敗訴部分を不服として控訴した。

2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正し、後記 3 のとおり当審における控訴人の補充主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第 2 事案の概要」の 1 から 3 まで (別紙 1 及び 2 を含む。原判決 3 頁 6 行目～11 頁 4 行目、28 頁、29 頁) に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3 頁 22 行目の「上告棄却判決」を「上告棄却決定」に改める。

- (2) 原判決 5 頁 1 行目の「5 条」の次に「2 項、別表第 1 及び第 2」を加える。
- (3) 原判決 5 頁 1 4 行目の「9 月 1 9 日」を「9 月 1 8 日」に改める。
- (4) 原判決 7 頁 5 行目の「大阪市会議員の」の次に「選挙の」を加える。
- (5) 原判決 7 頁 8 行目の「公職選挙法違反の」を「本件」に改める。
- (6) 原判決 7 頁 1 5 行目の「罪の」を削る。

3 当審における控訴人の補充主張

公職選挙法 2 5 1 条により当選が無効とされた議員選挙の当選人が行ってきた議員活動ないし調査研究等は、適法に議員の職にある者が行う議員活動ないし調査研究等と同等の価値を有するものではなく、それらにより、普通地方公共団体に議員報酬及び期末手当ないし政務活動費と等価の利得が生じたとは到底いえないから、被控訴人は本件報酬等及び本件政務活動費を全額返還すべきである。

第 3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の第 1 事件に係る請求については、不当利得に基づき利得金 7 5 万 6 1 3 9 円及びこれに対する令和 2 年 2 月 1 7 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による法定利息の支払を求める限度で理由があり、控訴人の第 2 事件に係る請求については、不当利得に基づき利得金 8 4 万 9 7 9 6 円及びこれに対する同月 1 4 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による法定利息の支払を求める限度で理由があるものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記 2 のとおり当審における控訴人の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第 3 当裁判所の判断」（原判決 1 1 頁 6 行目～2 7 頁 1 1 行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決 1 1 頁 1 8 行目から 1 9 行目にかけて及び 2 1 行目から 2 2 行目にかけての各「の判決が確定した時」をそれぞれ「についての原告敗訴の判決が確定した時等」に改める。

(2) 原判決 1 1 頁 2 6 行目の「選挙無効の」から「訴訟」までを「選挙の効力に関する異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起に対する決定、裁決又は判決」に改める。

5 (3) 原判決 1 2 頁 1 行目の「当選無効の」から 2 行目の「訴訟、」までを「当選の効力に関する異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起に対する決定、裁決又は判決」に改める。

(4) 原判決 1 2 頁 3 行目の「選挙無効の訴訟が確定する」を「当選無効の訴訟の提起に対する判決が確定する」に改める。

10 (5) 原判決 1 2 行 4 行目の「当選人」から 7 行目末尾までを「当選人が選挙犯罪（公職選挙法第 1 6 章に掲げる罪。ただし、一部の罪を除く。）を犯し、刑に処せられたときの失職の時期について何ら定めを置いておらず、他にそれを定めた法令の規定は見当たらない。」に改める。

(6) 原判決 1 2 頁 8 行目の「規定の内容」の次に「及び「無効」の本来の意味」を加える。

15 (7) 原判決 1 2 頁 9 行目から 1 0 行目にかけて及び 1 9 行目の各「議員としての地位を取得しなかった」をいずれも「議員の職に就いていなかった」に改める。

(8) 原判決 1 2 頁 2 3 行目の「大阪市会議員の」の次に「選挙の」を加える。

20 (9) 原判決 1 3 頁 8 行目の「5 条」を「5 条 1 項」に、9 行目から 1 0 行目の「旨規定する。」を「旨規定し、同条 2 項は、期末手当の額は、それぞれの基準日現在において議員が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、一定の割合を乗じて得た額とする旨規定する。」にそれぞれ改める。

(10) 原判決 1 3 頁 1 1 行目冒頭から 1 5 行目末尾までを次のとおり改める。

25 「一般に「報酬」とは、労務、仕事の完成、事務の処理等の対価として支払われる金銭等を意味するところ、このことと上記各規定の内容に照らせば、

大阪市会議員の議員報酬は、大阪市会議員の職にある者が行う議員活動の対価として支給されるものということができる。

そして、一般に「手当」とは、労務等の報酬として支払われる金銭を意味し、また、基本的な報酬等のほかに支払われる金銭を意味するところ、このことと上記各規定の内容、特に期末手当の額は議員報酬の月額に一定の割合を乗じて得た額とされているといえることに照らせば、大阪市会議員の期末手当も、大阪市会議員の職にある者が行う議員活動の対価として支給されるものということができる。」

(11) 原判決 1 3 頁 2 6 行目の「義務を負う。」の次に「なお、源泉徴収された所得税の帰趨については、被控訴人と国との間で解決されるべき問題であり、被控訴人が控訴人に対して負う上記不当利得返還義務の額を左右しないと解される。」を加える。

(12) 原判決 1 4 頁 5 行目の「1 1 1 3 万 7 2 0 0 円」の次に「(本件報酬等から令和 2 年 2 月分の議員報酬を控除した額)」を、6 行目の「7 7 万 4 0 0 0 円」の次に「(同月分の議員報酬の額)」をそれぞれ加え、7 行目の「報酬」を「議員報酬」に改める。

(13) 原判決 1 4 頁 1 5 行目の「議員活動に対する」から 1 8 行目の「当選人が」までを「大阪市会議員の職にある者が行う議員活動の対価として支給されるものであるから、大阪市会議員の選挙の当選人が、公職選挙法 2 5 1 条による当選無効により遡って議員の職を失った場合、その支給を受ける法的根拠を欠くことになり、」に改める。

(14) 原判決 1 5 頁 2 行目の「大阪市会議員の身分を」を「遡って大阪市会議員の職を」に改める。

(15) 原判決 1 5 頁 1 2 行目の「1 1 1 3 万 7 2 0 0 円」の次に「(本件報酬等から令和 2 年 2 月分の議員報酬を控除した額)」を、1 3 行目の「7 7 万 4 0 0 0 円」の次に「(同月分の議員報酬の額)」をそれぞれ加え、1 4 行目の

「報酬」を「議員報酬」に改める。

- (16) 原判決 15 頁 19 行目から 20 行目にかけての「議員活動に対する対価の性質をも」を「議員活動の対価の性質を」に、21 行目の「当選人」を「議員選挙の当選人」にそれぞれ改める。

- 5 (17) 原判決 16 頁 7 行目の「また、」から 22 行目の「相当である」までを次のとおり改める。

「したがって、公職選挙法 251 条により当選が無効とされた議員選挙の当選人が、相応の議員活動を行ったことを主張立証した場合には、特段の事情がない限り、普通地方公共団体は、当該議員活動により当該当選人に支給された議員報酬及び期末手当相当額の利益を受けたと認めることができ、当該

10 当選人に対し、同額の不当利得返還義務を負うと解するのが相当である」

- (18) 原判決 17 頁 14 行目の「出席等の議員活動」を「出席等の相応の議員活動」に改め、14 行目の「被告が」から 15 行目の「などの」までを削る。

- (19) 原判決 18 頁 12 行目の「身分を有する」を「職にある」に、15 行目の
- 15 「身分が失われた」を「職を失った」に、16 行目の「当選人」を「議員選挙の当選人」にそれぞれ改める。

- (20) 原判決 18 頁 16 行目から 17 行目にかけての「わけではなく、」から 22 行目の「さらに、」までを次のとおり改める。

「わけではない。そして、上記(1)で説示したとおり、議員活動は、その性質上、その成果の金銭的な評価が極めて困難なものであることを考慮すれば、当該当選人が相応の議員活動を行ったと認められる場合には、特段の事情がない限り、普通地方公共団体が、事実として、当該議員活動によって、適法に議員の職にある者が議員活動を行った場合と同様の利益を受けたことを否定することはできない。」

20

- 25 (21) 原判決 19 頁 19 行目の「地位を取得しなかった」を「職に就いていなかった」に改める。

(22) 原判決 20 頁 7 行目の「法律上議員の身分を有する者」を「議員の職にある者」に、10 行目の「当選人」を「議員選挙の当選人」に、18 行目の「身分」を「職」にそれぞれ改める。

5 (23) 原判決 21 頁 7 行目の「上記(2)ア」を「上記(1)及び(2)」に、8 行目の「当選人」を「議員選挙の当選人」にそれぞれ改める。

(24) 原判決 22 頁 10 行目冒頭から 23 頁 10 行目末尾までを次のとおり改める。

「地方自治法 100 条 14 項は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動（調査研究等）に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる旨規定する。そして、本件政務活動費条例 5 条 2 項、別表第 1 及び第 2 は、政務活動費を充てることができる経費の費目及び内容を定めている。この政務活動費の制度は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである（最高裁判所第一小法廷平成 17 年 11 月 10 日民集 59 卷 9 号 2503 頁参照）。

上記各規定の内容及び趣旨に照らせば、政務活動費は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るための調査研究等に必要な経費の一部として交付されるものであって、その使途の費目及び内容が定められたものといえることができる。そうすると、公職選挙法 251 条により当選が無効とされた議員選挙の当選人が、当選が無効とされるまでに、普通地方公共団体から交付された政務活動費を所定の費目及び内容の範囲で使用して一定の調査研究等を行った場合には、当該調査研究等ないしそれを活用して行われた議員活動を金銭的に評価した額が、使用された政務活動費の額を下回るといえない限り、普通地方公共団体は、当該政務活動費相当額の利益

を受けたものとして、当該当選人に対し、同額の不当利得返還義務を負うと
いうべきである。

もともと、前記のとおり、議員活動についてはその性質上その成果を金銭
的に評価することが極めて困難であり、それと同様に、議員の調査研究等
についてもその性質上その成果を金銭的に評価することが極めて困難である
5 といえる。したがって、公職選挙法 251 条により当選が無効とさ
れた議員選挙の当選人が、交付された政務活動費を定められた費目及び内容
の範囲で使用して相応の調査研究等ないしそれを活用した議員活動を行った
ことを主張立証した場合には、特段の事情がない限り、普通地方公共団体は、
10 当該調査研究等ないし議員活動により当該政務活動費相当額の利益を受け
たと認めることができ、当該当選人に対し、同額の不当利得返還義務を負うと
解するのが相当である。」

(25) 原判決 23 頁 12 行目冒頭から 16 行目の「といえる」までを次のとおり
改め、24 行目冒頭から 25 行目末尾までを削る。

「前記前提事実(5)によれば、被控訴人は、本件政務活動費を本件政務活動費
15 条例 5 条 2 項及び別表第 1 で定められた費目及び内容の範囲で使用したと認
められ、また、前記前提事実(6)によれば、被控訴人は、それにより相応の調
査研究等ないしそれを活用した議員活動を行ったと認められ、上記特段の事
情があると認めることはできない。したがって、控訴人は、被控訴人の行っ
20 た調査研究等ないし議員活動により、被控訴人が使用した本件政務活動費相
当額の利益を受けたといえることができる。」

(26) 原判決 23 頁 21 行目の「上記(2)ア」を「上記(1)」に改める。

(27) 原判決 24 頁 2 行目、11 行目及び 23 行目の各「調査研究等」の次にそ
れぞれ「ないし議員活動」を加え、21 行目の「調査研究活動等」を「調査
25 研究等ないし議員活動」と改める。

2 当審における控訴人の補充主張に対する判断

5 控訴人は、公職選挙法 251 条により当選が無効とされた議員選挙の当選人が行ってきた調査研究等ないし議員活動は、適法に議員の職にある者が行う調査研究等ないし議員活動と同等の価値を有するものではなく、それらにより、普通地方公共団体に議員報酬及び期末手当ないし政務活動費と等価の利得が生じたとは到底いえないから、被控訴人は本件報酬等及び本件政務活動費を全額返還すべきであると主張する。

10 しかし、原判決を補正・引用して判示したとおり、公職選挙法 251 条により議員選挙の当選が無効となった場合であっても、その一事をもって、当該議員選挙の当選人が行ってきた調査研究等ないし議員活動が全て無価値であったことになるということとはできない。調査研究等ないし議員活動は、政策形成のための調査・研究や住民の意思を把握するための活動等、広範にわたるものであり、公益の実現を目的としたものであるなどの性質を有しているのであって、その成果の金銭的な評価が極めて困難なものであることを考慮すれば、当該当選人が上記の当選無効が確定するまでに相応の調査研究等ないし議員活動を行っていたと認められる場合には、特段の事情がない限り、普通地方公共団体が、
15 事実として、当該調査研究等ないし上記議員活動によって、適法に議員の職にある者が調査活動等ないし議員活動を行った場合と同様の利益を受けたことを否定することはできないというべきである。そして、前記のとおり、本件報酬等については被控訴人が身柄拘束を受けていた 21 日間に関する部分を除いて、
20 また、本件政務活動費については使用されなかった 84 万 9796 円に関する部分を除いて、被控訴人の行った調査研究等ないし議員活動によって、控訴人に各残額相当の利得が生じたものと認められる。

よって、控訴人の上記主張は採用することができない。

第 4 結論

25 以上によれば、控訴人の各請求を前記第 3 の 1 の限度で認容した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとお

り判決する。

大阪高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 牧 賢 二

5

裁判官 和 久 田 齊

10

裁判官 宮 崎 朋 紀